

経済財政運営と改革の基本方針 2019（文教・科技関係抜粋）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり**2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進****（1）少子高齢化に対応した人づくり革命の推進****幼児教育・保育の無償化等**

2019年10月から、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を所得制限なく無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する¹⁸。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。

幼児教育・保育の質の確保・向上を行う。認可外保育施設の認可施設への移行を加速化する。企業主導型保育事業については、待機児童対策への貢献や多様な働き方への対応等の意義を確認しつつ、子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査、地方自治体との連携の在り方を見直すなど、円滑な実施を図る。

初等中等教育改革等

義務教育における基礎・基本の習得の上に、教育システムを複線型に転換し、多様性を追求できる仕組みづくりを進める。初等中等教育においては、児童・生徒に個別最適化された教育を効果的・効率的に実現するため、希望する全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、SINET¹⁹の活用モデルの提示をはじめとした教育の情報化を推進する。学校ICT環境の整備状況に地方自治体間でばらつきが見られる中、国としてもその是正に努めつつ、個人情報の取扱いに適切に配慮した上で、教育データのデジタル化・標準化を進める。また、高等学校教育においては、特色ある教育を推進するための多様化・類型化²⁰などの普通科改革、高大連携、地域人材やグローバル人材の

¹⁸ 認可外保育施設については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として無償化の対象とした。原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けることとした。なお、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることを踏まえ、市町村が地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、市町村が、保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを設けている。地方が支援する無償化対象でない施設については、実態把握を進めるとともに、子育て支援の観点から国と地方の役割を検討する。

¹⁹ 国立情報学研究所が運用する、日本全国の国公立大学や公的研究機関等を結ぶ、世界最高速級の通信インフラ。

²⁰ 専門学科は、農業学科・工業学科・商業学科等に類型化され、それぞれの教育目標等に照らした特色ある教育を行う

育成などの多様な高等学校教育の構築を進める。さらに、中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。

改革を加速するため、「第3期教育振興基本計画」²¹や教育再生実行会議の提言²²に基づき、教育課程、教員養成・免許・採用・研修制度等について総合的な検討を行い、2020年度中に結論を得る。

学校における働き方改革を実現するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの施策を推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や、チーム学校の実現、教員の勤務時間の1年単位の变形労働時間制の導入に向けた取組を推進する²³。

新学習指導要領が目指す教育の着実な実現、安全・安心な学校施設の効率的な整備、在外教育施設における教育機能の強化を図る。学校・家庭・地域の連携・協働を進めるとともに、セーフティプロモーションの考え方²⁴も参考にした学校安全、農山漁村体験など子供の体験活動の充実、SNS等を活用したいじめ・自殺等の相談体制整備、不登校児童生徒の教育機会確保、外国人児童生徒等の教育、夜間中学の設置促進、一人一社制²⁵の在り方の検討、特別支援教育の推進、障害者の生涯を通じた学習活動を推進する。

私立高等学校の授業料の実質無償化

2020年4月から、安定的な財源を確保しつつ²⁶、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

高等教育無償化

2020年4月からの高等教育無償化を円滑に実施する²⁷ため、新制度の周知や予約採用²⁸を着実に実施し、支援対象学生の自立活躍に向けた状況を中心に、新制度の成果や実施状況の把握・検討を行う。独立行政法人日本学生支援機構について、そのために必要な業務の見直し²⁹など機能強化を図る。こうした新制度の実施と併せて、大学改革や教育

ていることを踏まえ、高等学校の生徒数の約7割を占める普通科においても、制度改正も含めた類型化を図るなど、特色ある教育づくりを推進する。

²¹ 「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）。

²² 「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（第十一次提言）」（令和元年5月17日教育再生実行会議）。

²³ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）に基づく。

²⁴ 学校と関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むという考え方。

²⁵ 1人の生徒が応募できる企業を1社として、当該企業の内定が得られなかった場合のみに他の企業に応募できるという高校卒業生の就職に関する慣行。

²⁶ 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づく。

²⁷ 住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の学生を対象とした、授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充。

²⁸ 入学前の段階で、奨学金の対象になるかを、奨学金給付希望者からの申請を受けて、独立行政法人日本学生支援機構が通知する取組。

²⁹ 将来にわたる財務の健全性の観点からの、延滞債権の縮減や未収財源への対応、保証制度の在り方等についての検討を含む。

研究の質の向上、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について注視・検討する。

大学改革等

大学教育において、産学連携を推進しつつ、課題発見・解決力、未来社会の構想・設計力、論理的思考力と規範的判断力など、Society 5.0時代に求められる能力の育成に向けた取組を強化する。このため、実務家教員の活用による社会の現実のニーズに対応した教育プログラムの実現、教学面に係る指針の作成・活用による各大学の取組の促進など、大学教育の質の向上を図る。

科学技術・イノベーション人材を育成するため、「AI戦略2019」³⁰に基づき、数理・データサイエンス・AI教育の抜本的充実などSTEM³¹教育の充実等を図る。若手研究者の支援への重点化をはじめとした人材育成支援を行う。

大学・大学院において、文理を横断したリベラルアーツ教育や社会のニーズに応える博士などの高度人材の育成を推進する。高等専門学校機能の高度化、専門職大学や専門学校等における企業等と連携した実践的な職業教育を進める。学部・研究科などの組織の枠を超えた学位プログラムの制度化により、広さと深さを両立した新たな教育プログラムを推進する。大学や高等専門学校等の国際化を進める。

国立大学における一法人の下で複数の大学を運営できる制度の活用推進、私立大学における学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進、国公私立の枠を超えた大学等の連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）」の創設など、大学の連携・統合等を進める。

リカレント教育

社会人・女性・高齢者等の多様なニーズに対応して大学や専修学校等のリカレント教育を拡大する。このため、大学・大学院等において、産業界との連携・接続を強化し、人文社会科学系も含めた幅広い分野の教育プログラムを構築し、社会人が学び直す機会を拡充するとともに、戦略的な広報の実施等により、2019年10月から拡充される教育訓練給付の活用を進め、3年以内に教育訓練給付受給者の倍増を目指す。特定の職業分野への就職など幅広い社会人や地域のニーズを踏まえた産学官連携による実践的な出口一体型のリカレント教育³²を推進し、地方の労働力不足解消や都市から地方への新しい人の流れにつなげる。ICT人材など社会が求める人材の育成を推進するため、e-ラーニング等を活用したリカレント教育を進める。その際、関係府省庁の連携を強化するとともに、民間企業等の知見・ノウハウを最大限活用する。

リカレント教育の中核を担う実務家教員を育成する。プログラムのコーディネートから受講の成果を就業につなげるまでのキャリア支援を総合的に行うことができる専門人

³⁰ 「AI戦略2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）。

³¹ Science, Technology, Engineering, Art and Mathematics。

³² 学習者の就職・転職・キャリアアップ等を目的として行われる実践的なリカレント教育。

材の育成を進める。

社会人学生等が柔軟に履修期間・内容を選択できるよう、早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度³³の活用を促進する。全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進める。

(3) 所得向上策の推進

就職氷河期世代支援プログラム

(施策の方向性)

() 相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

...

受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

...

3. 地方創生の推進

(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

...

「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築し、地方大学改革を推進する。地域に求められる人材育成機関としての高等学校・高等専門学校・専修学校・大学の機能を強化する。

...

³³ 複数の高等教育機関で随意修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。

5. 重要課題への取組

(2) 科学技術・イノベーションと投資の推進

科学技術・イノベーションの推進

Society 5.0の世界に先駆けた実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「世界で最もイノベーションに適した国」へと我が国を変革する。このため、科学技術・イノベーション関連の司令塔の機能強化・相互連携を図るとともに、官民を挙げて研究開発を推進する⁹⁵。特に、若手研究者や女性研究者の活躍促進を含む研究環境の整備⁹⁶など、研究の人材・資金・環境の改革と大学改革を一体的に展開することで、基礎研究をはじめとする研究力の更なる強化を目指すとともに、挑戦的な研究開発を推進する。大型研究の集中的マネジメント体制の構築や共同研究機能の外部化など産学共同研究を活性化する新たな仕組みの必要性の検討や、産学連携を通じた人材の多面的な活用、ギャップファンドの活用を含めたスタートアップ・エコシステムの構築、当事者の意識の改革等により、オープン・イノベーションを推進する。また、産業投資を活用し、成長段階ごとのボトルネックを踏まえた日本政策投資銀行の投資業務等の活用について検討する。

社会課題解決に資する研究開発プロジェクトを優先順位を付けつつ明確化し、世界中から研究者の英知を結集するムーンショット型研究開発を早期に開始し、多年度にわたる取組を進める。特に、全ての科学技術イノベーションに影響する最先端の基盤的技術であるAI、バイオテクノロジー、量子技術の研究開発を戦略的に進める。また、内外の動向に鑑み、国及び国民の安全・安心に関する重要な技術分野への予算や人材等に重点化を図り、効果的な研究開発を推進する。政府研究開発投資について、新経済・財政再生計画との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努める⁹⁷。民間資金獲得状況に応じた財政支援のインセンティブ付けの本格実施等により、2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指し、これらにより、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。

知的財産戦略の推進⁹⁸、先端技術の国際標準化等に官民挙げて取り組む。

⁹⁵ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）及び「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日閣議決定）に基づく。

⁹⁶ 研究機器等の環境整備と研究支援体制の強化を一体的に行うこと、また、研究を下支えする情報基盤整備を行うこと等により研究を効率的に実施できる魅力ある研究環境への改革。

⁹⁷ 計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は、第5期科学技術基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（平成27年7月22日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づく名目GDP成長率を前提とすれば、約26兆円となる。

⁹⁸ 「知的財産推進計画2019」（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）に基づく。

(3) 外国人材の受入れとその環境整備

留学生の国内就職促進

地域や企業が求める外国人留学生の国内就職支援を推進する¹⁰⁸。このため、オフィスワーク以外の幅広い就職先を認めるための在留資格「特定活動」について、大学等に対し制度の普及を図る。また、留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するため、産官学連携によりベストプラクティスを構築し横展開する。これらの取組により、希望する留学生の大多数が国内で就職できる状況の実現を目指す。

(4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現

大規模国際大会等の成功

ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪・関西万博の開催に向け、円滑な輸送体制の構築や暑さ対策に取り組むなど大規模国際大会等¹⁰⁹の円滑な準備を着実に進め¹¹⁰、その成功を通じてインバウンド需要を喚起する。復興オリンピック・パラリンピック¹¹¹の実現、ホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進、beyond2020プログラム¹¹²等を通じた日本文化の魅力の発信、beyond2020マイベストプログラム¹¹³の推進、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進¹¹⁴、深層学習¹¹⁵による同時通訳を含む自動翻訳システムの開発・普及など、新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進め、レガシーを創出し、将来の開催国等に示していく。ワールドマスターズゲームズ2021関西の円滑な開催に向け、組織委員会等と協力する。2025年大阪・関西万博の開催準備及び運営を担う博覧会協会を指定し、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置等を講ずる¹¹⁶。加えて、2020年ドバイ万博や国際会議などの機会を活用して、参加招請活動を行い、大阪・関西万博の魅力・情報を世界に発信する。

¹⁰⁸ 外国人留学生の日本国内での就職率が32.4%にとどまっている（独立行政法人日本学生支援機構「平成29年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」）。

¹⁰⁹ 閣議了解に基づき、政府一丸となって招致や準備に取り組む大会等。

¹¹⁰ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）等に基づく。

¹¹¹ 東日本大震災からの復興を後押しするとともに、復興に向かいつつある被災地の姿を世界に発信する機会として位置付けられた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会。

¹¹² 2020年以降を見据え、多様な団体が実施する共生社会・国際化につながるレガシーを創出する活動等について認証し、そうした取組を広く支援する取組。

¹¹³ 健康面等での自己ベストを目指す個人等の取組を支援する事業・活動を認証する取組。

¹¹⁴ 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づく。

¹¹⁵ 多層構造の人工神経回路を用いたコンピューターによる学習。

¹¹⁶ 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成31年第18号)。

スポーツ立国の実現

スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、大学スポーツ協会¹¹⁷の活動充実等による大学スポーツの振興、武道・スポーツツーリズム等による地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進し、スポーツ市場規模を拡大する。スペシャルオリンピックスやデフリンピックの社会的認知度向上を含めた総合的な障害者スポーツの振興、スポーツ実施率¹¹⁸の向上等によるスポーツを通じた健康増進、国際競技力の強化、スポーツによる国際貢献を進める。スポーツ・インテグリティ¹¹⁹を確保するため、スポーツ団体のガバナンス強化¹²⁰を推進する。

文化芸術立国の実現

文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化産業の経済規模の拡大、民間資金・先端技術の活用¹²¹を推進する¹²²。「日本博」をはじめとする文化プログラムを展開し、日本文化の魅力を国内外に発信する¹²³。我が国の誇るマンガ・アニメ・ゲームなどのメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進する。国等の地方ゆかりの文化資産等¹²⁴の公開促進や国立文化施設の機能強化、アート市場の活性化など、文化施設を拠点とした文化資源の好循環創出に民間や地方と連携して取り組む。子供や障害者等の文化芸術活動の推進、文化財を防衛する観点での適正周期の修理や緊急調査に基づく防火対策などの防災対策、文化財活用モデル構築や日本遺産認定等により、地域活性化を進める。京都移転に向け文化庁の機能強化を着実に進める。新たなクールジャパン戦略を2019年中に策定し、それに基づく施策¹²⁵を推進する。海賊版対策を総合的に推進する。国立公文書館の新たな施設建設や機能充実を進める。

¹¹⁷ 大学横断・競技横断的統括組織として、平成31年3月に一般社団法人として設立。

¹¹⁸ 運動・スポーツを行う者の割合のことであり、第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文科部科学大臣決定）では、2021年度までに、成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の約42%から65%程度になることを目指すとされている。

¹¹⁹ ドーピング・暴力・ハラスメントなどの不正がない状態、スポーツに携わる者の誠実性・健全性・高潔性と国際的に通念されている。

¹²⁰ スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めたスポーツ団体ガバナンスコードの策定等。

¹²¹ 文化財の高精細レプリカやVRの作成等。

¹²² 「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）及び「文化経済戦略」（平成29年12月27日内閣官房・文化庁決定）に基づく。

¹²³ 国際博物館会議（ICOM）京都大会2019等の成果の活用を含む。

¹²⁴ 国立博物館の文化財や三の丸尚蔵館の美術品等。

¹²⁵ eスポーツ（コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称）等を含む。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

文教・科学技術

(基本的考え方)

新経済・財政再生計画並びに改革工程表に基づいて改革を順次実行に移す。少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上に向け、教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、教育研究の定量的成果等に応じた財政支援のメリハリ付けの強化を進める。

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的の大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。また各大学は、グローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系を早期に確立させる。あわせて、現代の世界において英語が共通言語化されている状況を踏まえ、真に世界に伍していける大学実現に向け、日常的な英語による教育研究の早期実現を目指す。

また、イノベーション創出による社会的課題解決等の推進、科学技術政策のE B P M化等を通じ、予算の質の向上を図る。官民を挙げて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で Society 5.0 やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。

(少子化の進展を踏まえた予算の効率化、P D C Aサイクルの徹底、教育の質の向上)

「第3期教育振興基本計画」に基づき、教育政策全般にわたるエビデンスに基づく実効性のあるP D C Aサイクルを確立する体制の構築を進める。教育政策に関する質の高い実証研究や、客観的な証拠の開発に向け、大学生を対象とした調査を実施する。卒業後の状況、学修時間や学修成果、在学中に身に付けた能力・付加価値など、教育成果を客観的・定量的に把握し、エビデンスに基づく効果的・効率的な政策立案を図る。地方自治体や研究機関等のコンソーシアムの構築等により、全国学力・学習状況調査結果な

ど自治体所有データの研究者等による利用の円滑化や当該自治体の教育政策への活用を進めるなど、国のみならず地方自治体の教育政策におけるP D C Aサイクルの構築を推進する。あわせて、国の財政支援について、地方自治体の改革の取組や成果に応じて実施する仕組みとする。

頑張る大学の取組を後押しするため、国立大学法人運営費交付金について、教育研究に係る客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大するとともに、私学助成について、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分の強化を図る。また、国立大学改革を加速するため、大学ガバナンスコードの策定、人事・給与・財務マネジメント改革、厳格な評価と資源配分の仕組みを強化していく。また、国立大学が自らの努力により財源を確保し教育研究に有効活用できるよう、余裕金の共同運用の仕組みの創設、留学生対象授業料に係る規制緩和、大型共同研究の促進や寄附の拡大などの多様な資金の獲得を進める。

（イノベーション創出や科学技術政策におけるE B P M推進による予算の質の向上）

新たな戦略形成プロセスに基づく科学技術イノベーション政策を推進する¹⁹⁵。特に、生活習慣病・認知症対策、防災・減災、再生医療、ゲノム医療、AI、量子、革新的環境エネルギー等の社会的課題解決に資する研究開発を官民挙げて推進するとともに、政府事業・制度等の一層のイノベーション化を進める。

科学技術分野におけるE B P Mの基盤整備を推進するとともに、研究資金や研究成果も含めた科学技術イノベーション政策のコスト・効果等の見える化など予算の質の向上を図る。

あわせて、若手研究者への支援の重点化等により、Society 5.0時代の成長を牽引^{けんいん}する重要な資源である大学・研究機関等における人的資本を高めるとともに、産学連携を通じてより多面的な活用を図り、オープン・イノベーションを推進する観点から、大学・研究機関に属する研究者や研究業績・成果等に関する情報の効率的収集や一元的・総合的に活用する仕組みを構築する。

予算を効果的に執行する観点から、研究開発への更なる民間資金の活用、世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものを含む大型研究施設¹⁹⁶の戦略的推進、最大限の産学官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同の仕組みで推進する。また、国際共同研究の強化などグローバルな研究ネットワークの拡充を促進するとともに、科学研究費助成事業などの競争的研究費の一体的見直し等により、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を促進する。研究設備・機器等の計画的な共用の推進や研究支援体制の整備により、研究の効率化や研究時間の確保を図り、研究の生産性向上を目指す。

¹⁹⁵ 「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日閣議決定）に基づく。

¹⁹⁶ 生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった学術研究の大型プロジェクトに関しては、現在、日本学術会議において、「第24期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2020）」の策定に向けた議論が行われている。